

2015年7月31日

久留米大学医学部医学教育研究センター

<http://csme.asuscomm.com/wp/>

神代龍吉、安達洋祐、柏木孝仁、北川周子

1. 授業用資料における著作権について

新カリキュラムにおいて1コマの授業時間が50分になることから、学生に予習や能動的学修を促す目的で、教育用サーバに授業用資料を蓄積することを計画中である。その際、個人情報の取り扱いはもちろん、教材は著作権法に抵触しないものである必要がある。教科書等からの無断転載、出典を明記しても繰り返し使用する（毎年同じスライドを使用する場合も）、サーバやホームページ等に保管して後日閲覧できるようにする、欠席学生用に余分にプリントアウトする、等の行為はすべて著作権法第35条に違反することを銘記されたい。原則を紹介すると；

- 1) 授業が行われる場所での著作物の複製である
- 2) 複製は教育を担当するもの、または学習者が行う
- 3) 複製は授業のときにだけ使用する（内部への蓄積とHPでの公開は不可）
- 4) 授業の目的に照らして必要最小限の範囲である
- 5) 公表された著作物である
- 6) 学習者が購入できるものであるが、購入代の代わりにコピーするのではない
- 7) 一クラスの人数に教員数を足した数を越えない（継続的な複製も不可）

これらの条件を満たせば、出典を明示して許諾を得ずに使用できる。上記の条件を満たしていない場合には自由に使用できないので、許諾を取る必要がある。詳しくは一般社団法人日本書籍出版協会のHPを参照されたい。

(<http://www.jbpa.or.jp/guideline/index.html>)

教育機関における著作物の複製は、条件が緩和されていると思われがちであるが、実際にはグレイゾーンも多いので、「李下に冠を正さず」教材は自作で準備されることを望む。当センターのサーバにはオリジナルの教材を受け入れることとしている。他の参考サイトを以下に示す。

・文化庁長官官房著作権課：

http://www.ocec.ne.jp/center/kn-lan/pdf/gakkou_chosakuken.pdf

・九州大学附属図書館付設教材開発センター：

http://www.icer.kyushu-u.ac.jp/copyright_info

2. 第47回日本医学教育学会の報告

去る7月24日（金）～25日（土）に医学教育学会大会が新潟市で開催された。医学

教育は行動科学、社会学等の人文社会科学に裏打ちされたものであるべきという発表が目立った。それはコミュニケーション、医学生の振舞い、医療者の他者理解・自己理解の向上に繋がるという流れだ。また卒後時コンピテンスを入学時から意識したカリキュラムの必要性が強調され、e-ラーニング等のICTは「導入して当然の方略」となった観があった。タブレット利用のTBL（O-29-2 兵庫医大、O-29-3 九州大）、携帯電話の到達目標チェックリスト（O-19-1 長崎大）などへと進化している。「医学教育における補習の試みとその成果」（O-12-2 東邦大）では、授業中にノートを取らせる訓練が大切だと結論付けていた。反転授業の有用性も複数の大学から示された（O-18-2 香川大、O-31-3 徳島大）。全日本医学生自治会連合の発表は、カリキュラム改革に学生が参加することの大切さを訴えるものだった（O-7-3）。そして全体としては「人材育成としての医学教育」という大会のテーマに沿った内容だった。

学生シンポ(6題)では地域卒学生のvividな体験発表が素晴らしく、長崎県の各地に8週間にわたってやってくる筑波大学や、全員が2週間の地域医療を体験する長崎大学の発表は印象に残った。新聞社のインタビューも受けていた。学生のポスター(26題)には「部活と学生生活」、「医学教育に学生が参加するためのBRIDGE」、「女性医師のワークライフバランス」、「医療面接サークル活動」などが見られ、教員にとって参考になることが多かった。

7月26日(日)は学生(1チーム3人、主に5年、6年)の診療技能オリンピック(シムオリンピック)が開催された。来年は大阪医科大学(高槻市)での開催であり、学生さんと一緒に行く医学教育学会としたい。

以上